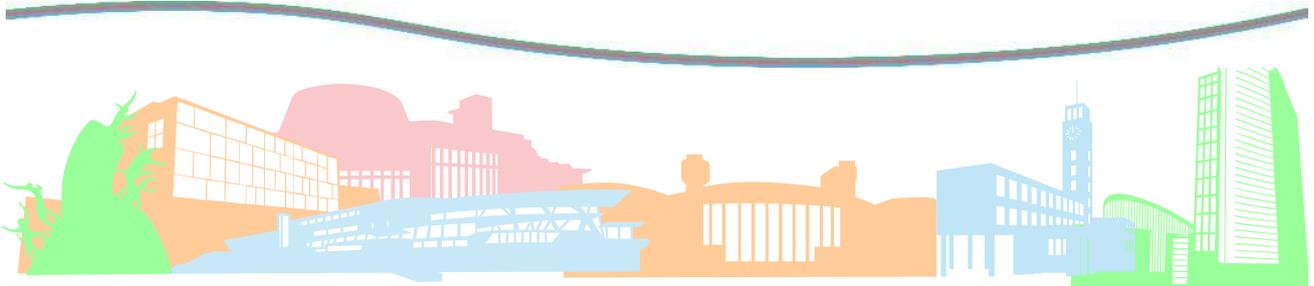
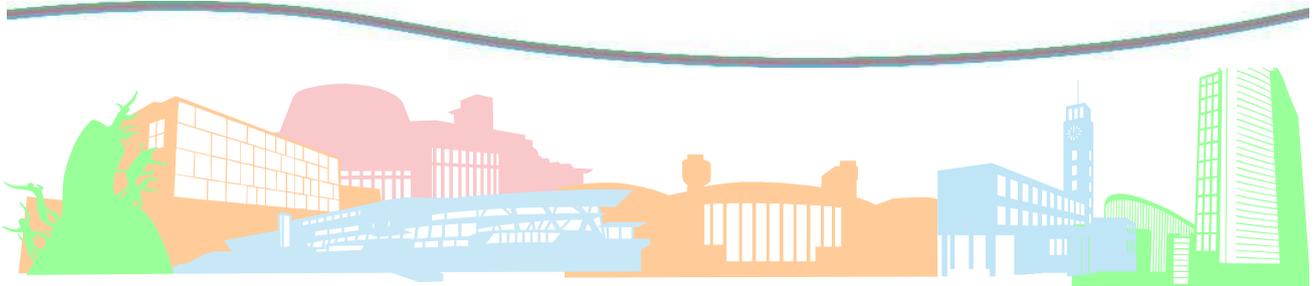


地域包括支援センター運営協議会について



- 1 地域包括支援センターの機能と役割
- 2 地域包括支援センター運営協議会
- 3 スケジュール

1 地域包括支援センターの機能と役割



地域包括支援センターとは

高齢者の方が、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの職員が、**介護・福祉・健康・医療などの様々な御相談に応じる「高齢者の方等の身近な相談窓口」**です。

市内**49か所**のセンターを設置

面積 ≒ **3km²**

1センターあたりの
平均

人口 ≒ **3万人**

(内、高齢者人口) ≒ **5千人**

【参考】根拠条文等

地域包括支援センターは、包括的支援事業等（総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援）の実施により、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

（介護保険法第115条の46より）

地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに生かしながらチームで活動し、**地域住民とともに地域のネットワークを構築**しつつ、**個別サービスのコーディネート**も行う地域の中核機関として設置。

【地域包括支援センター運営マニュアル2訂を一部編集】

このような役割を地域包括支援センターが果たせるよう、地域包括支援センターの設置者（設置・運営法人）には、「包括的支援事業の効果的な実施のために、**①介護サービス事業者、②医療機関、③民生委員法に定める民生委員、④被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態の軽減若しくは悪化の予防のために事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない**」という努力義務が課せられている。

（介護保険法第115条の46第7項より）

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定」と、「地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進」のために

点（個別）の支援と、センターの活動基盤となる面（地域）

への働きかけを一体的に行う機関

地域包括支援センターの主な業務

総合相談支援業務

- 総合相談支援
- 地域包括支援ネットワーク構築
- 高齢者実態把握

権利擁護業務

- 高齢者虐待の防止及び対応
- 判断能力を欠く常況にある人への支援（成年後見制度の活用促進等）
- 消費者被害の防止及び対応

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 個別ケアマネジメント支援
- 地域のケアマネジメントの環境整備

介護予防ケアマネジメント

- 要支援者等を対象とした、介護予防に資するケアマネジメント



地域ケア会議

- 個別ケア会議
- 地域ケア圏域会議
- 相談支援・ケアマネジメント会議

包括担当エリアの高齢者人口5,500人未満



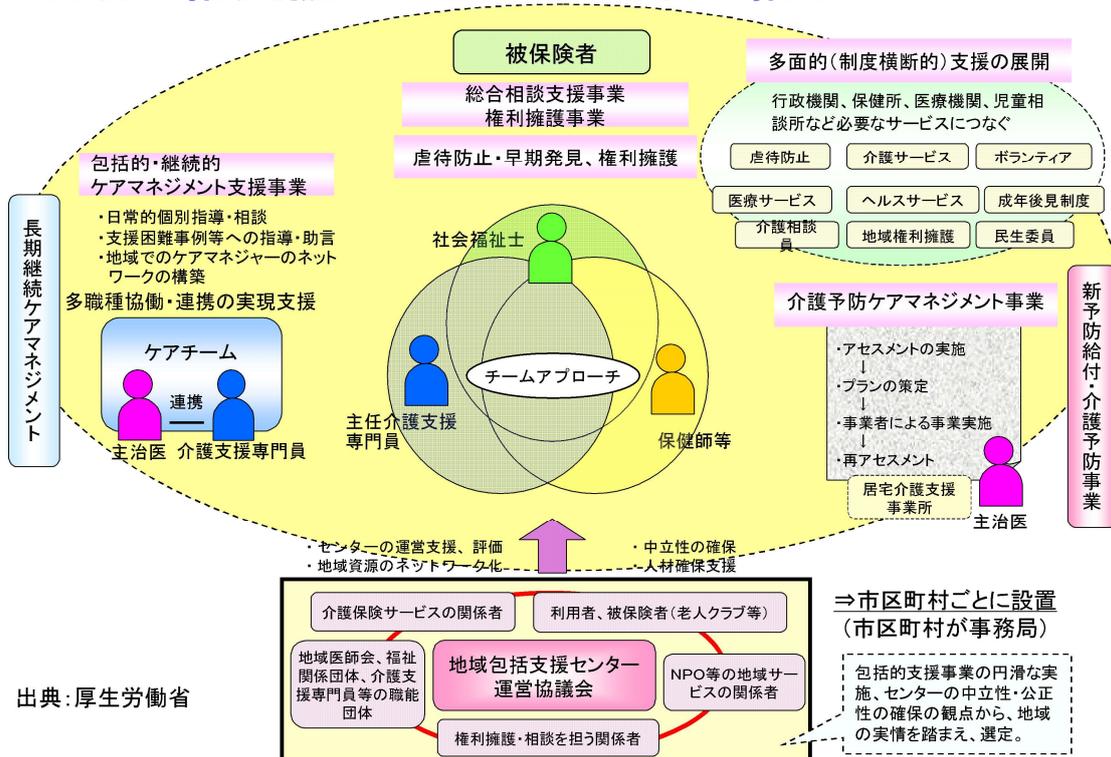
【増員基準】

包括担当エリアの高齢者人口5,500人以上 3職種を1名増員

包括担当エリアの高齢者人口7,500人以上 3職種をさらに1名増員

【参考】国資料

地域包括支援センターと地域包括ケア (イメージ)



出典:厚生労働省

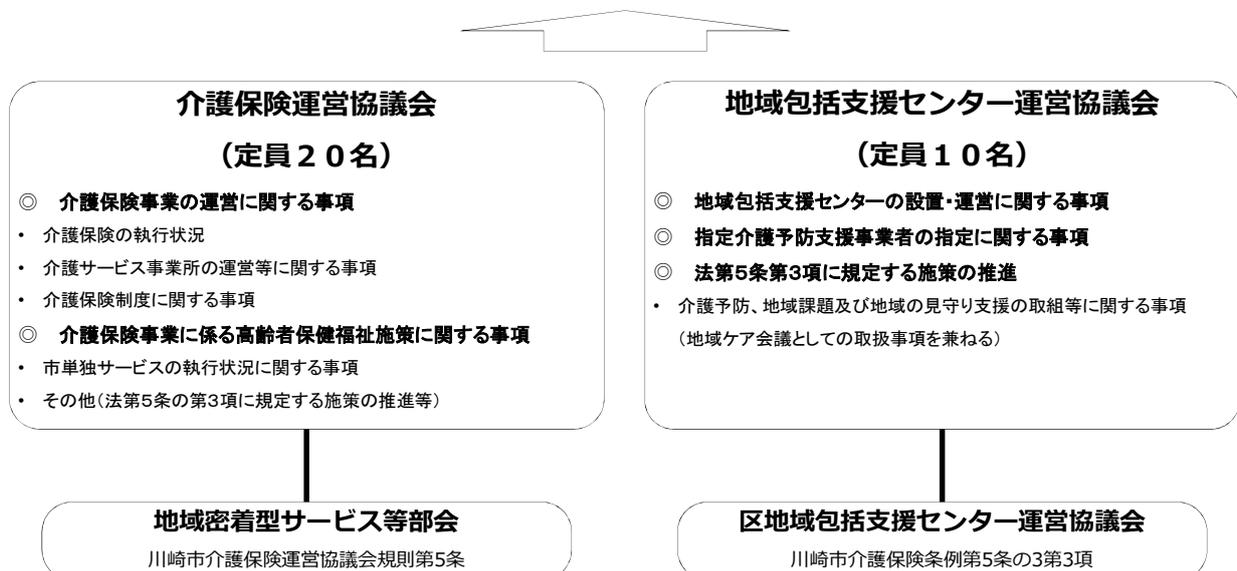
2 地域包括支援センター運営協議会



設置目的

運営協議会の設置目的（川崎市介護条例第5条）

- ◎ 介護保険事業の運営に関する専門的な見地からの調査審議
- ◎ 介護保険事業の運営への市民意見の反映



1 設置根拠

川崎市介護保険条例第5条

2 委員の定員・構成(川崎市介護保険条例第5条の3)

(1)定員

10名

(2)構成

- ①学識経験のある者
- ②保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- ③事業者の団体の代表者
- ④被保険者
- ⑤その他市長が必要と認めた者

3 取扱事項

次の事項に係る調査・審議(川崎市介護保険条例第5条の3)

- (1)地域包括支援センターの設置・運営に関する事項
- (2)介護保険法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項
- (3)指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

地域包括支援センター運営協議会の取扱事項

(1)地域包括支援センターの設置・運営に関する事項

- ①地域包括支援センター事業実施方針に関すること
- ②地域包括支援センターの設置・変更に関すること
- ③地域包括支援センター事業の実施状況に関すること(かわさきいきいき長寿プラン取組Ⅱの進捗管理)
- ④地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること
- ⑤地域包括支援センターの公正・中立な運営

(2)介護保険法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項

【法第5条第3項(自治体の責務としての地域包括ケア推進の根拠)】

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、②要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに③地域における自立した日常生活の支援のための施策を、④医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域包括支援センター事業に加え、次の事項に関すること(※市地域ケア推進会議としての取扱事項を兼ねる)

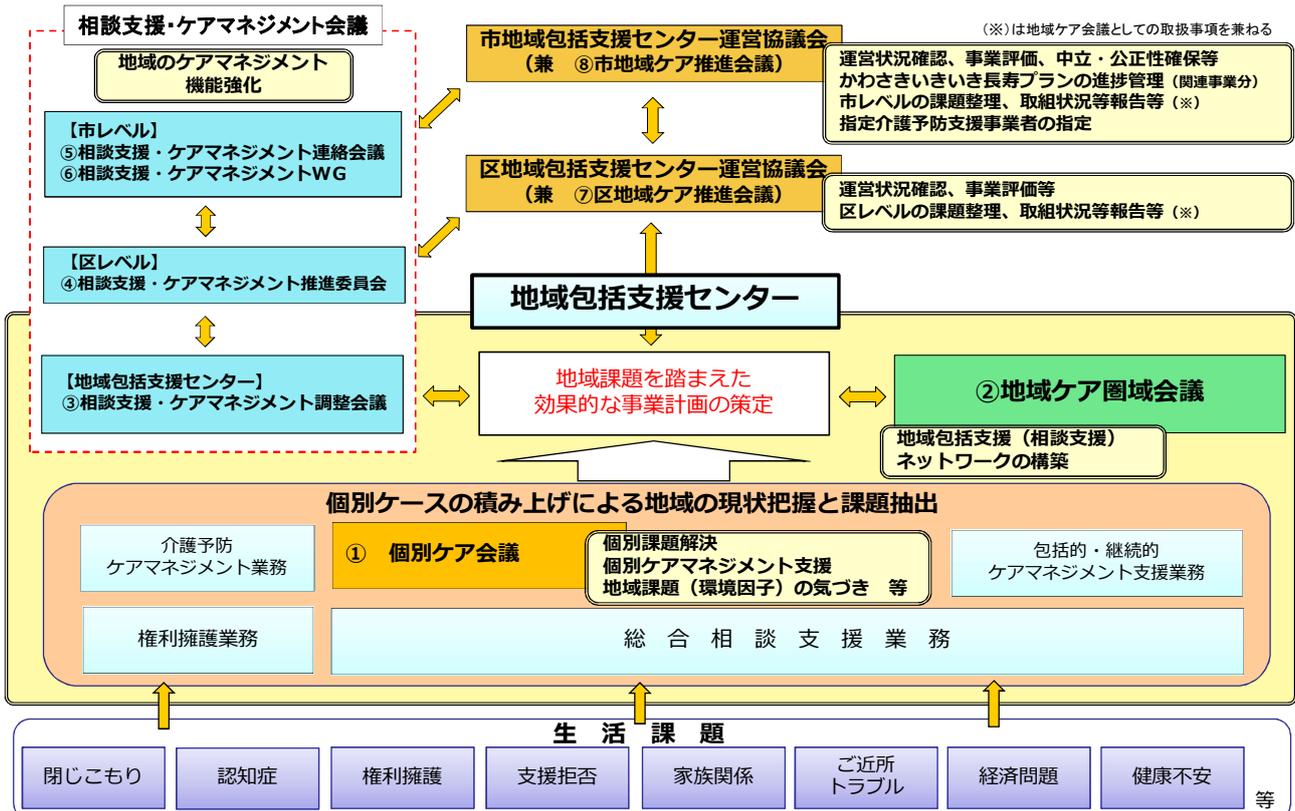
- ①介護予防事業に関すること
- ②地域課題に関すること(※包括的支援事業(社会保障充実分):地域ケア会議、生活支援、医療・介護連携、認知症を主とする)
- ③その他地域包括ケアの推進に資する施策等に関すること(地域の見守り支援の取組等)

(3)指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

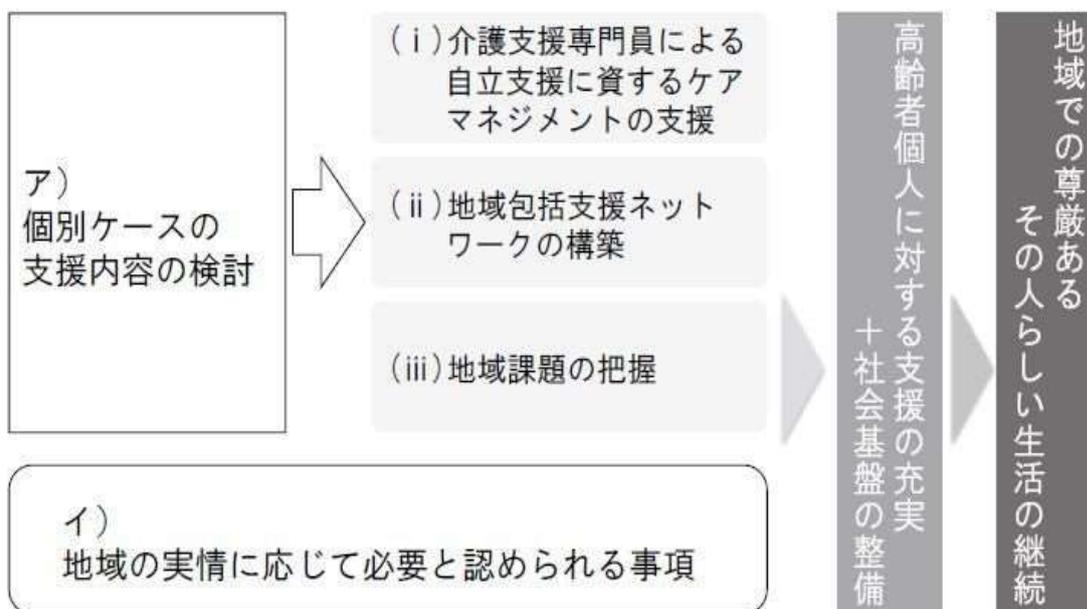
指定介護予防支援事業者の指定に関すること

	地域包括支援センター運営協議会	区地域包括支援センター運営協議会
構成等	設置単位：市 定員：10名 開催頻度：年2回 設置根拠：川崎市介護保険条例第5条	設置単位：行政区（7区） 定員：8名 開催頻度：年2回 設置根拠：川崎市介護保険条例第5条の3第3項
調査審議事項	◎ 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター事業実施方針に関すること 地域包括支援センターの設置・変更に関すること 地域包括支援センター事業の実施状況に関すること 地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること 地域包括支援センターの公正・中立な運営 	◎ 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの設置に伴う区割り設定に関すること 地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること
	◎ 法第5条第3項に規定する施策の推進 ※市レベルの地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる <ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業に関すること 地域課題に関すること（※包括的支援事業（社会保障充実分）：地域ケア会議、生活支援、医療・介護連携、認知症を主とする） その他地域包括ケアの推進に資する施策等に関すること（地域の見守り支援の取組等） 	◎ 法第5条第3項に規定する施策の推進 ※区レベルの地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる <ul style="list-style-type: none"> 区内の地域課題の抽出や高齢者の見守り体制の構築に関する事項等
	◎ 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項	
	◎ 区地域包括支援センター運営協議会における調査審議の結果	

地域包括支援センター運営協議会と地域ケア会議の体系



地域ケア会議の機能と目的（『地域ケア会議運営マニュアル』）



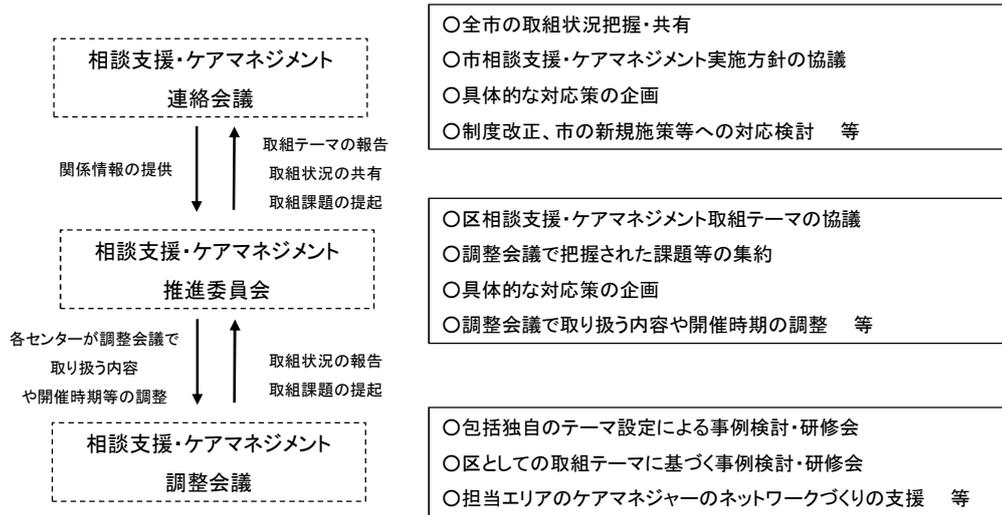
【参考】川崎市の地域ケア会議の種類

会議の種類	主催	主な機能	
①個別ケア会議	地域包括支援センター、 区役所	個別課題解決、個別ケアマネジメント支援、地域課題（環境因子）の把握 等	
②地域ケア圏域会議	地域包括支援センター	地域包括支援（相談支援）ネットワークの構築等	
相談支援 ケアマネジメント 調整会議	③相談支援・ケアマネジメント 調整会議	地域包括支援センター	包括的・継続的なケアマネジメントの実践に向けた事例検討・研修会、関係者の連携等
	④相談支援・ケアマネジメント 推進委員会	区役所	区レベルのケアマネジメント機能の強化に向けた区取組テーマの設定、関係者の連携・調整等
	⑤相談支援・ケアマネジメント 連絡会議	市	市レベルのケアマネジメント機能の強化に向けた方針策定、関係者の連携・調整等
	⑥相談支援・ケアマネジメント ワーキンググループ	市	市レベルの地域情報整理・課題抽出、ケアマネジメント機能の強化等に向けた施策の検討等
⑦区地域包括ケア推進会議	区役所	区レベルの課題整理・取組状況等の報告 区地域包括支援センター運営協議会と一体開催	
⑧市地域包括ケア推進会議	市	市レベルの課題整理・取組状況等の報告 市地域包括支援センター運営協議会と一体開催	

相談支援・ケアマネジメント会議は、地域ケア会議の機能(※法第115条の48)のうち、特に「**地域のケアマネジメント機能の強化(自立支援に資する包括的・継続的ケアマネジメントの実践等)**」に取り組むため、関係者の協議の場として、市レベル・行政区レベル・地域包括支援センター担当エリアレベルのそれぞれに設置。

ケアマネジメント機能強化に関する取組状況について、地域包括支援センター運営協議会に適宜報告を行う。

相談支援・ケアマネジメント会議の体系



3 スケジュール

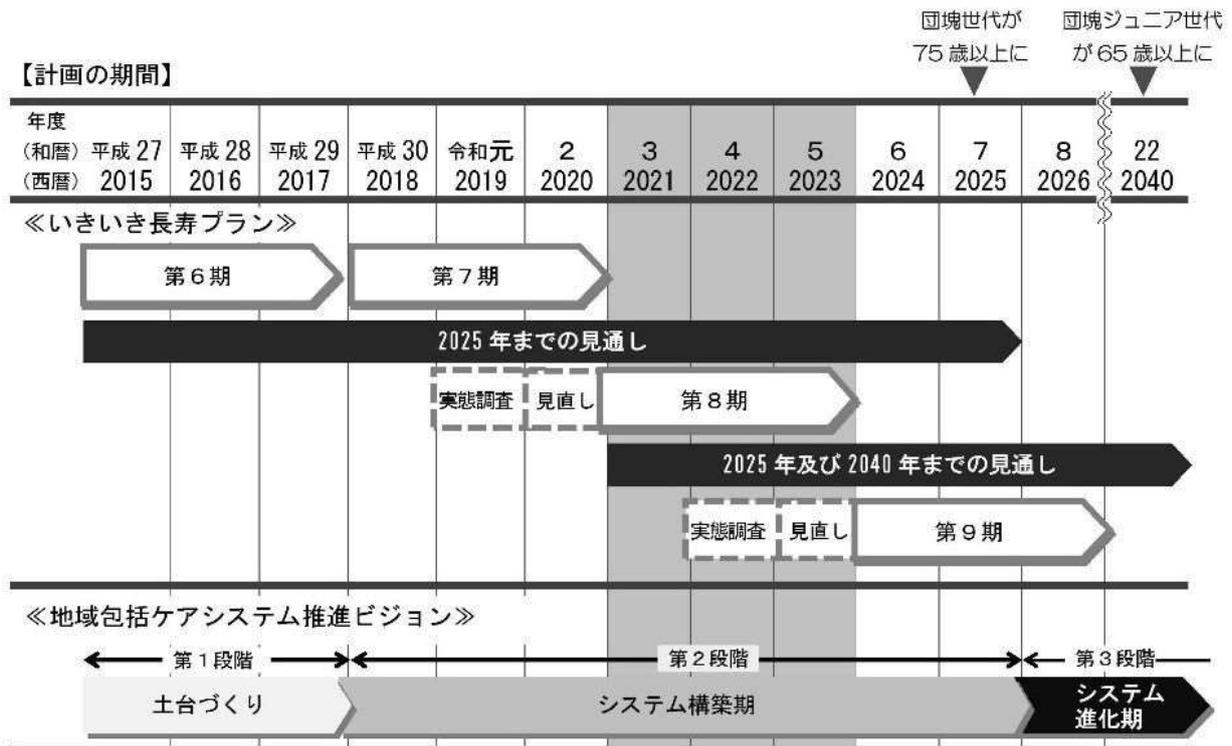


計画期間 令和3年度～令和5年度

第8期計画の施策体系図



かわさきいきいき長寿プラン



第8期計画期間中のスケジュール(予定)

開催予定		主な議題(予定)
令和3年度 (1年目)	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 委員の改選、議長選任、趣旨説明 第8期計画の取組の方向性及び重点事項等の説明 地域包括支援センター事業評価(R2国評価)の対応状況報告 市・区取組課題についての検討(市地域ケア推進会議を兼ねる) 地域包括支援センターの公正・中立性の確保 等
	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期計画重点事項等の進捗報告 地域包括支援センター事業評価(R3国評価)の結果報告 市・区取組課題の取組状況報告(市地域ケア推進会議を兼ねる) 相談支援・ケアマネジメント会議検討状況報告 令和4年度地域包括支援センター運営方針等案提示 等
令和4年度 (2年目)	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期計画重点事項等の進捗報告(第9期計画に向けた課題整理含む) 地域包括支援センター事業評価(R3国評価)の対応状況報告 市・区取組課題の検討(更新分)・取組状況報告(市地域ケア推進会議を兼ねる) 地域包括支援センターの公正・中立性の確保 等
	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期計画重点事項等の進捗報告(第9期計画に向けた論点整理含む) 地域包括支援センター事業評価(R4国評価)の結果報告 市・区取組課題の取組状況報告(市地域ケア推進会議を兼ねる) 相談支援・ケアマネジメント会議検討状況報告 令和4年度地域包括支援センター運営方針等案提示 等
令和5年度 (3年目)	第9期計画策定に向けた検討	

○川崎市介護保険条例（該当部分抜粋）

（介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会）

第5条 市は、介護保険事業の運営について、専門的な見地から調査審議するとともに、その運営に市民の意見を反映させるため、川崎市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）及び川崎市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括運営協議会」という。）を設置する。

第5条の2 運営協議会は、次条第1項に規定する事項を除き、介護保険事業の運営に関する事項のほか、介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

2 運営協議会は委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (4) 事業者の団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 この条例に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条の3 地域包括運営協議会は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）、法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

2 地域包括運営協議会は委員10人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (3) 事業者の団体の代表者
- (4) 被保険者
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 地域包括運営協議会の下部組織として、各区に区地域包括支援センター運営協議会（以下「区地域包括運営協議会」という。）を置く。

4 区地域包括運営協議会は、当該区における地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項

並びに法第 5 条第 3 項に規定する施策の包括的な推進に関する事項について調査審議する。

- 5 区地域包括運営協議会は委員 8 人以内で組織し、委員は第 2 項各号に掲げる者のうちから、地域包括運営協議会の意見を聴いて、市長が委嘱する。
- 6 この条例に定めるもののほか、地域包括運営協議会及び区地域包括運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○川崎市地域包括支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）第 5 条の 3 第 6 項の規定に基づき、川崎市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括運営協議会」という。）及び区地域包括支援センター運営協議会（以下「区地域包括運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 地域包括運営協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 地域包括運営協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域包括運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 地域包括運営協議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 地域包括運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 地域包括運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 地域包括運営協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(準用)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定は、区地域包括運営協議会について準用する。この場合において、第 5 条中「健康福祉局」とあるのは「各区役所」と読み替えるものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、地域包括運営協議会の運営について必要な事項は地域包括運営協議会に、区地域包括運営協議会の運営について必要な事項は区地域包括運営協議会に会長が諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。